

# 静岡県立静岡がんセンター公的研究費内部監査手順要領

平成26年12月1日制定

令和4年3月31日改正

## (趣旨)

第1条 この要領は、静岡県立静岡がんセンター公的研究費内部監査規程（以下「規程」という。）に基づき、静岡がんセンターにおける公的研究費の内部監査の手順を定める。

## (監査区分)

第2条 内部監査を次の各号のとおり区分する。

- (1) 公的研究費の監査（以下「研究費監査」という。）
- (2) 公的研究費の管理体制の検証（以下「機関監査」という。）

## (監査対象等)

第3条 前条各号に定める内部監査の対象は、次の各号のとおりとする。

### (1) 研究費監査

静岡がんセンターにおいて、公的研究費の交付を受けている研究課題数の概ね10%を対象とし、その抽出は、事務局総務課総務班が行う。

### (2) 機関監査

公的研究費の管理体制全般を対象とする。

## (監査方法)

第4条 前条に定める監査は年1回以上実施することとし、事務局総務課総務班が行う。監査方法は、モニタリング監査及びリスクアプローチ監査の観点により、次の各号のとおり行う。

モニタリング監査：不正発生要因に照らした確認を行い、疑問点があれば、研究者に確認や指導を行う監査
リスクアプローチ監査：不正に対する抜き打ちなどを含めた重点的にサンプル抽出する監査

### (1) 研究費監査

各種申請書、証憑等の書類確認により実施する。監査の結果、研究費の執行状況に疑義が生じた場合は、研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。

### (2) 機関監査

各種の書類確認に加え、必要に応じて公的研究費の管理体制に関与する関係者にヒアリングを行い、不正防止を含めた管理体制の有効性を検証する。

## (結果報告)

第5条 監査結果は、内部監査室（総務課総務班）が、統括管理責任者（事務局長）に報告する。統括管理責任者は、監査結果を確認した上で、最高管理責任者（がんセンター局長）に報告する。